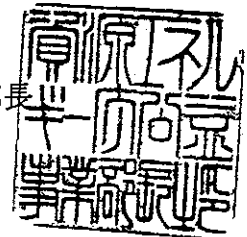


通商産業省

11資公部第352号
平成11年11月19日

沖縄開発庁沖縄総合事務局長 殿

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長



改正ガス事業法の施行について

本日、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）第2条の規定が関係政令、省令等とともに、施行されたところである。

当省として、ガス事業法の目的である「ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発展を図る」ため、改正後のガス事業法の円滑かつ適切な施行に努める所存である。貴職におかれても、関係法令及び通達を十分に理解され、適宜当省担当課と連絡の上、下記の事項に留意して、本法の周知及び遵守の徹底並びに適切な実施に努められたい。

記

1. 今後の解釈及び運用に係る留意点

今後は、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会平成11年2月1日中間報告書（以下「中間報告書」という。）及び総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会平成11年10月21日報告書「改正ガス事業法の施行のための制度設計等のあり方」（以下「制度設計等報告書」という。）を参考に、改正後のガス事業法令、以下に掲げる通達等の解釈及び運用を行うこととなるが、ガス事業法及び関係政省令等の解釈及び運用に疑義が生じた場合は、別紙1に定める方法により、適宜当省に問い合わせ、確認等を行い、適切な施行がなされるよう対処されたい。

2. 通達等の制定について

改正後のガス事業法の適切な解釈及び運用を図るため、以下に掲げる（1）から（19）までの通達等を定める。

- （1） ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（11資公部第353号）

- (2) ガス事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成11・11・17資第1号）
- (3) ガス事業会計規則取扱要領（11資公部第339号）
- (4) 一般ガス供給約款料金審査要領（平成11・11・17資庁第1号）
- (5) 標準一般ガス供給約款について（11資公部第354号）
- (6) 一般ガス事業の供給約款の届出料金の算定方法等について（11資公部第355号）
- (7) 一般ガス事業の選択約款の料金算定の方法等について（11資公部第356号）
- (8) 熱量変更に係る認可料金の変更の申請等について（11資公部第357号）
- (9) 簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（11資公部第358号）
- (10) 一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（11資公部第359号）
- (11) 簡易ガス事業等供給約款料金審査要領（11資公部第360号）
- (12) 簡易ガス事業等供給約款料金審査要領細則（11資公部第360号）
- (13) 簡易ガス供給約款の認可申請時の添付書類について（11資公部第361号）
- (14) 標準簡易ガス供給約款について（11資公部第362号）
- (15) 簡易ガス事業の供給約款の届出料金の算定方法等について（11資公部第363号）
- (16) 簡易ガス事業の選択約款の料金算定の方法等について（11資公部第364号）
- (17) 未普及供給区域・未普及供給地点の取り扱いについて（11資公部第365号）
- (18) ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領（11資公部第366号）
- (19) 紛争処理ガイドライン（仮称）〈今後策定〉

3. 従前の通達等の取り扱いについて

改正前のガス事業法第1章、第2章第1節から第3節まで、第3章及び第4章の規

定の解釈及び運用のために定められた通達等（以下「改正前の通達等」という。）であって、以下に掲げる（20）及び（21）については、引き続き有効とし、改正後のガス事業法に基づく通達として取り扱うものとする。このとき、当然のことながら、（20）及び（21）についても、改正後のガス事業法令に定めるところに基づきその解釈及び運用がなされることになる。

また、改正前の通達等であって（20）から（21）までのもの以外のものは、今後はその効力を失うものとする。

（20） 液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願処理受領について（57資公部第36号）

（21） ガス熱量変更引当金に関する省令第2条の規定に基づく指定に係る手続きについて（7公ガ事第4号）

なお、（20）に関連しては、平成6年11月24日付け通達（6資公部第441号）において、行政手続法並びに「ガス事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」等に沿ったガス事業法の運用を図られるよう改めて徹底することが求められており、また、中間報告書においては、（20）に規定されている通知の実施について、「今後、より一層適切かつ厳正な運用がなされるべきである。」とされているところである。以上に留意し、今後とも引き続き（20）については、ガス事業法はもとより、その他関係法令を踏まえた適正かつ厳正な運用が図られるよう努められたい。

4. 今般の改正に係る経過措置等について

今回の施行に係る各種経過措置については、特に、以下に掲げる事項に留意の上、適切な実施に努められたい。

（1） 「経営効率化目標の達成状況の評価の検証等」に係る監査については、制度設計等報告書の趣旨を踏まえ、これを今年度限り実施するものとし、一般ガス事業者が自主的に経営効率化目標の策定、発表、検証と達成状況の発表を行うこととする。

（2） 負荷調整契約について

① 従前は、法第20条ただし書に基づき認可を受けて行ってきた負荷調整契約については、今後は、法第17条第6項の供給条件を設定した約款（選択約款）に基づくものとして取り扱うこととなる。ただし、このうち法第2条第5項の大口供給に該当するものにあつては、今般のガス事業法改正の趣旨に鑑みると、特段の事情のない限り第20条ただし書中「大口供給を行う場合においてその相手方と合意したとき」の供給条件として取り扱うべきであり、この旨、適宜、一般ガス事業者等に周知されたい。

② ①の趣旨に鑑み、改正法施行前に、現に、ガスの供給の申込みを受けていたものであつて、大口供給に該当するものについては、施行後は、特段の事情のない限り大口供給の契約として取り扱うことが望ましい。

③ また、一般ガス事業者が、法附則第8条第3項で供給約款とみなした供給規程

を変更し、かつ、小型空調契約、空調夏期契約及び家庭用空調契約（以下「規程空調契約」という。）の内容を継続して実施しようとするときは、当該変更後の供給約款と当該規程空調契約を規定した選択約款とが、同じ日から実施できるよう、それぞれ認可申請又は届出の手続きをとるよう一般ガス事業者に周知されたい。

- ④ ①～③の考え方は、簡易ガス事業においても同様である。この場合において、「法第2条第5項の大口供給」とあるのは、「法第37条の6の2ただし書に規定する特定ガス大口供給」と読み替えるものとする。

- (3) 一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業の事業許可基準の明確化に伴う一般ガス事業者の供給計画の変更について

一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業の事業許可基準の明確化に伴い、一般ガス事業者の供給計画の記載内容等が一部変更となったが、既に届出済みの供給計画に関し、簡易ガス事業の事業許可審査のために既に届出及び掲示されているものでは不足する以下の事項については、別紙2の様式により早急に供給計画の届出先に提出するとともに、既存の供給計画とあわせて店頭等への掲示を行うように指導されたい。

- ① 一般ガス事業の既設導管図及び本支管等の工事費の問い合わせ先（部署名（原則として本社導管管理部門）、住所、電話番号とする。）

- ② 各市区町村の既存の供給区域内における供給区域内家庭用普及率の供給計画初年度末の値、各市区町村の既存の供給区域内における供給区域内家庭用ガスメーターの供給計画初年度の対前年度伸び率の値及び各市区町村の既存の供給区域内における供給区域内導管延長の供給計画初年度の対前年度伸び率の値

なお、既に届出された供給計画に記載された開発地区であって一般ガス事業者において掲示されていないものについては、今後は、当該供給区域を管轄する通商産業局が、当該一般ガス事業者の供給区域内で実施する簡易ガス事業の許可を申請しようとする者の申し出に応じて、当該申請に必要と認められる範囲内の当該簡易ガス事業の実施予定地の周辺にある開発地区の所在位置、開発地区の外周、開発地区への計画導管、開発地区への計画導管及び開発計画の戸数を明記した地図の写しを通知することとなるので、関係事業者に周知されたい。

- (4) 法附則第8条第4項及び第6項の承認については、施行日から6ヶ月間の期限があることに鑑み、特に、旧ガス法第20条ただし書の認可を受けた一般ガス事業者及び旧ガス法第37条の7第1項において準用する旧ガス法第20条ただし書の認可を受けた簡易ガス事業者に対して遺漏無きよう、周知徹底に努められたい。